

契約書（介護保険）

訪問看護

介護予防訪問看護

様（以下「利用者」といいます）と、指定居宅サービス（介護予防サービス）事業者である訪問看護ステーションやすらぎ（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来る様、訪問看護サービスを提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います

第2条（契約期間）

1 この契約期間は、契約締結の日から利用者の要介護（要支援）認定の有効期間の満了日までとします。ただし、第8条の定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

2 上記の契約満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

第3条（訪問看護計画書）

1 事業者は利用者の日常生活状況及びその意向を踏まえ、主治医の訪問指示書及び利用者の居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書（ケアプラン）に沿って、療養上の目標や具体的なサービス内容を記載した「訪問看護計画書」を作成します。これに沿って契約書別紙「重要事項説明書」に記載した内容の訪問看護を計画的に提供します。

2 事業所は居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書（ケアプラン）が作成されていない場合でも訪問看護計画書を作成し、その内容について利用者又はその家族に対し説明し利用者の同意を得ることとします。

3 事業者は利用者がサービス内容や提供等の変更を希望する場合は、その変更が居宅サービス計画書介護予防サービス計画書（ケアプラン）の範囲内で可能な時は、速やかに居宅支援事業者への連絡調整を行い、「訪問看護計画書」の変更等の対応を行います。

4 「訪問看護計画書」は主治医に随時報告します。

第4条（サービス提供の記録等）

1 事業者は、指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、実際の訪問開始時刻及び終了時刻実施内容について「訪問看護師シート」等の記録を作成した後、5年間はこれを適正に保存します。

2 事業者は、法的に必要な時は利用者の求めに応じて、利用者に対しいつでも、保管する利用者に関する記録の閲覧複写物の交付に応じます。

第5条（利用者負担金及びその滞納）

1 サービスに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載する通りとします。尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更となった場合には、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。

2 利用者が正当な理由なく、事業者に支払うべき利用者負担金3ヶ月以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催促をすることができる。

3 事業者は、前項に定める催告をしたときは、居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書（ケアプラン）を作成した居宅支援事業所と協議し、居宅サービスの変更、介護保険外の公的サービスの利用等について、必要な調整を要請するものとします。

4 事業者は、前項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することができます

第6条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対し1週間以上の猶予を持って、届け出るものとし予告期間満了日に契約は解除されます。

第7条（事業者の解除権）

1 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合はその理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

2 事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合は、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。この場合事業者は、利用者の主治医及び居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書（ケアプラン）を作成した居宅支援事業者に連絡します。

第8条（契約の終了）

1 第2条の規定により、事前の更新合意がなされないまま契約の有効期間が満了した時。

2 第5条に規定により、事業者から契約解除の意思表示がなされた時。

3 第6条に規定により、利用者から契約解除の意思表示がなされた時。

4 第7条に規定により、事業者から契約解除の意思表示がなされた時。

5 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった時。

- (1) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が自立と認定された場合
- (3) 利用者が死亡した時

第9条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供に伴って利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償いたします。ただし、自らの責めに帰すべき理由によらない場合はこの限りではありません。

第10条（個人情報保護）

1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める事とします。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での看護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはあらかじめ文書で得ておき、利用者又はその家族の同意を得るものとします。

3 事業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持させる為、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員とも雇用契約のないように含めます。

第 11 条（苦情対応）

1 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者、市町村、介護支援専門員又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った事を理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第 12 条（契約外条項等）

この契約及び介護保険法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

第 13 条（緊急時の対応）

訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をします。

令和 4 年 4 月 1 日改定

令和 8 年 6 月 1 日改定

上記の契約を称する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【利用者】

私は、以上の契約の内容等について訪問看護ステーションやすらぎより説明を受け内容を確認しました。私はこの契約書で確認する訪問看護サービスの利用を申し込みます。

住所 〒

氏名

電話番号

【代理人】

住所 〒

氏名

電話番号

【事業者】

当事業所は、指定居宅サービス事業者として、以上の契約内容について利用者へ説明しました。当事業所は、利用者の申し込みを受諾しこの契約書に定めるサービスを提供します。

住所 〒787-0019

高知県四万十市具同 2278-1

名称 特定医療法人 一条会

訪問看護ステーション やすらぎ

説明者 印

管理者 山沖 世紀 印

電話番号 0880-31-2226

FAX 番号 0880-31-2227